

女人御意うとくしき様に、御事候へは、宗企をそむくる事は、故 法皇御事をわすれまいらせたるかなんと、おほしめしぬと、しはらくをそれをなし候也、

一 宗企當時支度、不可説也、以當寺、爲皇后宮御願、以當別職、可讓與勸修寺住僧左大臣阿闍梨也、此條女院仰也云々、此則非違背故上人本願乎、但此事、令言上綾小路宮御所之處、女院仰不然歟、所承及候也、

一 性圓 勝月房、定圓 淨光房、此等一兩輩、自幼少時、依隨逐故上人之氣分、殊悲數當寺非法、而如此凶類、依私希望、追從別當、此等おそむけむと存て候、如此事、根源は、別當追從、我族お賞ほしきまゝに、僻事お結構し候を、同心故也、宗企ものおほえたるものにて候は、かやらの凶黨不可出來也、

一 宗企、女院禪候人也、宮御方に有縁人也、おほしめしはなたれず候歟、雖然宮御方にも、大師宮任、故 法皇御報恩には、停止如此非法、當寺佛法御興隆こそ、二世御願成就御つとめにはなるへく候へ、詮は又宗全改心候は、當時住僧、今一人も大切候者歟、

一 庄々領家申付候事は、高雄住僧とて、門人一人も相副體に候はん事、文覺上人本懷也、又はさかしく候は、爲寺付内外、聊口入なんとも候は、一兩のさへともやなると、存候故也、違背寺僧時者、可被改定候也、不可依領家支配證文者也、

一 文覺上人、爲當寺興隆、弃捨身命、非一度非二度、世間無其隨者歟、依如此大願力、興隆當寺佛法、支助東寺朽損、大師宮任、誰人不致隨喜之思乎、而爲當寺住僧、忘上人本懷事、不異木石歟、如此異類、於成興盛者、不可有神天冥助、又大師八幡、何事有御加護哉、磨滅即時倒者歟、

一 後高倉 法皇、於文覺上人大願、依御隨喜御志深、被返付五ヶ所庄々、當寺佛法復舊儀、而堂舎佛像者、大師御遺跡也、經卷聖教者、文覺上人安置也、佛法既以如此、僧寶尤可有御安置、雖爲有若亡僧、於居住、可備三寶也、御憐愍之御志深御者、各思隨分恥、暹居住之志歟、三寶興隆、佛天御隨喜、定法余殊勝歟、右如此、東寺佛法事等、皆以大師御遺跡也、非令言上

御室御所之外者、更可仰誰人哉、條々事等、能々有御計、
隨議謙、内々御披露可候也、恐惶謹言、

五月五日

行 慈

成就院僧都御房

七九 行慈與判神護寺政所下文

(貞應元、十二、——)

(端裏書)「西津庄、淨覺上人御下文等、并建長六年松若丸
之所帶狀、又親盛狀」

神護寺下 若狹國西津庄官百姓等所

補任預所職事

右件西津庄預所職、任重代相傳之道理、以平氏女、
盛貞入道 所令補任破職也、庄官百姓等、宣承知、隨彼下
嫡女也 安部資良孫子

知、可致御年貢以下公事沙汰之狀、如件、

貞應元年十二月 日

大法師(行慈花押)

(裏繼目に花押半分見ゆ。)

八〇 行慈與判神護寺政所下文

(嘉祿二、九、廿八)

(端裏書)「若狹西津」(裏繼目に花押半分見ゆ。)

(行慈花押)

病惱至極之間、每事忘却、追注也、

二條女房

若狹西津庄事、度々子々孫々、可相傳由、成與下文了、
別當僧都御房、同成給了、而無其罪過改定間、給田二十
石、其代配給了、雖然、無其沙汰、極僻事也、早如本、
可令領知之狀、如件、

嘉祿二年九月廿八日

大法師(行慈花押)

〇註 七九號文書と八〇號文書との繼目花押は、完全に一致
はしないが、年代順に配置することを見合した。

八一 御熊野詣御上道雜事注文

(久安四、二、五)

(端裏書)「紀伊國神野眞文書等也、但立券□□、在智誘許、
有由緒□□依」

侍從中納言殿、神野眞國庄

(端裏書)「神乃眞國侍從中納言家領」

御熊野詣御還向雜事

於供御之采者、殊美麗可調進之、

神乃眞國所課

御熊野詣御上道雜事 紀伊國

御采十合 上三合

酒二升

神野眞國庄

酢一升

味噌一升

御采十合 供御五合

酒五升

鹽三升

土器廿口 大小

酢二升

味噌一升

油三合

折敷三枚

土器八十口 大卅口

鹽五升

炭三籠

蕪廿束

油六合

折敷十枚

續松七十把

打松七把

炭十古

松明百把可持夫

秣三束 三月三日可進瀧尻

大豆一升五合 同可進之

打松十把

薪五十束

薯百五十把 同可進之

傳馬十疋 三月十一日可進上野御宿

大豆一斗

人夫一人

件雜事、三月十日、持參石田御宿、渡行事、廳官

件雜事、二月廿八日、持參湯淺御宿、渡行事、廳

可取進返抄之、

官可取進返抄之、

久安四年二月五日

久安四年二月五日

八三 鳥羽院々宣 (久安三、正、廿五)

八二 御熊野詣御還向雜事注文

(久安四、二、五)

來月御熊野詣可候也、神野眞國庄雜事註文遣之、無懈怠、

可被下知候、近來或致疎略、或成緩怠、尤以不便、慥可
令致沙汰給者、依 御氣色、執啓如件、

正月廿五日

民部卿顯頼奉

謹上 侍從中納言殿

八四 御熊野詣御上道御下向雜事注文

(久安三、正、一)

(端裏書)「神野眞國庄、侍從中納言」

以此注文、可用送文、可取進行事主典代返抄之、

御熊野詣雜事

神野眞國庄

御上道 二月十五日由笠御宿料

菓子十五合 御菜十合 上五合

酒五升 酢二升

土器八十口 大卅 鹽五升

折敷十枚 炭十籠

薪五十束 續松百把 人夫可持

味煎一升

味會一升

油六合

打松十把

大豆五升

人夫一人

○朱書

「若二月廿九日殿、御上道之時、可相尋行事主典代之、」

御下向 三月四日近津湯御宿

菓子十二合 上三合 御菜七合 上三合

酒二升 酢一升 味會一升

鹽二升 土器五十大廿 油三合

折敷三枚 炭三籠 薪廿束

續松七十把 打松七把 秣三束 日高

大豆一升五合 同 薯百五十把 同

傳馬十疋 三月六日可進日高之

久安三年正月 日

八五 鳥羽院々宣(久安三、六、十)

立券之文ハ、在備後君許也、

(端裏書)

仁和寺宮返事、并顯大進書、

神野庄申文、令獻仁和寺宮御之處、成外題、所令進給也、

仍遣之、又令申給之旨候之故、被相副彼御返事候者、依

御氣色、言上如件、

六月十日

甲斐守顯遠上

進上 侍從中納言殿

八六 神野庄住人解(久安三、五、廿八)

〇₁

「件柱押留、事實者、可免下之、

別當法橋(花押)」

一院御領神野御庄住人等解、申請 裁事、

請殊任道理、被糺給、新御願寺門柱伍本、依仁和寺御

室仰、留召子細狀、

右神野内猿河村者、當御庄勝示之刻、依公驗理、依在廳

申狀、依前司詞、依古老議、沙汰切畢、而御室御高野間、

依其仰、御室御領無毛原住人出來、件柱五本抑留、尤無

所據事也、御庄即是一院御領也、柱又新御願柱也、以非

道犯御威、遂何益之有哉、是定非御室御下知、住人等虛誕

欺、望請、早停止無所據之狼籍、無左右糺返給柱五本、

欲不闕彼門御材木、仍言上如件、謹以解、

久安三年五月廿八日

住人等上

八七 斷 簡

院廳下文二通、繪圖等、正文

進記錄所了、未被返之、

紀伊國

神野眞國御庄文國役停止事、並熊野訴申等事、顯遠奉行、

八八 左少辨顯遠書狀(久壽二、正、廿一)

神野眞國御庄、爲 院御領、不可宛御使雜事之由、遣仰

國司之許了、爲御不審、言上如件、

正月廿一日

左少辨顯遠奉

進上 侍從大納言殿

〇₁

(與書)「久壽二年也、公家每月勅使雜事也、」

八九 斷 簡

文三通、在資良許、□書寫也、

神人

紀伊國神野眞國庄

〔有繪圖〕

久安元年□□

虛申文有之、

〔押於〕

院廳下文三通、廳宣、留守符等、各三通、

。本公驗、前司書狀、

人々消息、凡雜注文、御熊野詣所課注文、

諸書狀等繪圖等、〔智誘〕

○註 括弧内は追筆

九〇 高階泰經書狀(治承二?、五、七)

來也、是非他、偏爲奉訪 故高倉仙院御菩提也、但雖有

八條院御領之號、指無備進之年貢、只爲令無後代之窳籠、

當初有令寄進事者也、隨又以領家之職、令讓寄之者、向後

更不可有濫妨之狀、如件、

壽永元年七月八日

左近權中將藤原朝臣(花押)

文覺事、即言上、又上洛して、惡事や仕覽、諸國にハ、
任心可罷行之由を、被仰下、何事候哉と仰候、伊豆守護
許を、可被免候歟、恐々謹言、

五月七日

泰經

九一 左近衛權中將藤原泰通寄進狀

(壽永元、七、八)

九二 後白河院々宣(壽永元?、十二、十二)

〔貼紙〕初之壹通者、後白河院繪旨

爲祈禱、有申付侍從僧正事、然者、彼一期之後、

可知行之、

紀伊國神野眞國庄者、爲相傳之家領、帶調度之文書、知

於今者、早可令住高雄給之由、所被仰下也、早可令存其

行年久、而依有心中之所願、以件庄、所奉施高尾藥師如

十二月十二日

右近中將(花押)

文學房

九三 後白河院々廳下文

(元曆元、五、十九)

(貼紙)後鳥羽院 院廳元曆元より
四百三十七年

院廳下 丹波國吉富庄官等

可早以當庄、爲神護寺領事、

右件庄内、於宇都郷者、依爲源氏舊領、前兵衛佐頼朝朝臣申請、所奉寄彼寺也、至于新庄者、有別御願、同所被施入也者、以件郷并庄、可爲神護寺領之狀、所仰如件、庄官等宜承知、勿違失、故下、

元曆元年五月十九日 主典代織部正兼皇后宮大屬

大江朝臣(花押)

別當大納言兼皇后宮大夫藤原朝臣(花押) 判官代勘解

由次官兼皇后宮權大進藤原朝臣(花押)

權大納言藤原朝臣(花押) 木工頭平朝臣(花押)

民部卿藤原朝臣(花押) 右衛門權佐藤原朝臣(花押)

權中納言兼左衛門督藤原朝臣(花押) 左衛門權佐兼皇

后宮大進藤原朝臣(花押)

參議修理大夫藤原朝臣(花押) 右少辨平朝臣

參議左大辨兼近江權守藤原朝臣(花押)

大藏卿高階朝臣(花押)

右京大夫藤原朝臣(花押)

從三位平朝臣(花押)

左近衛權中將兼加賀權介源朝臣

修理左宮城使左中辨兼皇后宮亮藤原朝臣(花押)

造東大寺長官右中辨藤原朝臣(花押)

式部權少輔藤原朝臣

權右中辨藤原朝臣(花押)

○裏繼目に花押あり。主典代織部正兼皇后宮大江朝臣の花押と、同一のものである。

九四 平親宗書狀(元曆元、六、十五)

神護寺實錄□ 御覽候了、此文書□ 行幸并庄園□ 委令申上了、

曼荼羅、于今遲引、返々驚思給、毎日令責國司候也、

可令存此旨給□狀、如件、

六月十五日

(親宗花押)

聖人御房

九五 平親宗書狀(元曆元、八、廿二)

去比、付下向鎌倉之便脚、令獻書狀了、而件使、於路頭

不獻書狀歟、返々不審候、今度不遂見參、返々遣恨候、

大曼荼羅去月奉迎御所了、近日已被書寫了、隨令申給、

定被奉渡候歟、重御上洛之時、可有沙汰歟、如何、重御

下向、何比可候哉、於事令芳心給之由、傳承候、件條于

今不悅申、恐恨不少者也、他事期後信之狀、如件、

八月廿二日

(親宗花押)

聖人御房

九六 後白河院々宣(元曆元、八、廿八)

〔端裏書〕「右大辨宰相奉」

大師御筆大曼陀羅二鋪、奉送之、早如本、可奉安置神護

寺者、依

院宣、執達如件、

〇_イ
「元曆元年」

八月廿八日

(親宗花押)

高尾^雄聖人御房

九七 梶原平三景時書狀

(元曆元、十、十八)

未申承候之處、如此事、令申候之條、懼思給候、極恐候、

抑宗先生宗資申候人へ、年來相知候之上、内々縁候て、

申事の候を、未入見參之由、申候^天、付友景て申候也、

任道理、可御沙汰給候、先施面目候歟、

備中國足守郷を御知行之由、承之候、其内に相傳の所領

田畠を、別結解ニ可申請候也、任文書之理、可御沙汰給

候、若僻事候はんニハ、無相違可沙汰進候也、恐々謹言、

十月十八日

刑部丞平三(花押)

進上 高尾聖人御房政所

紀伊國笠田庄

川上庄

九八 隆憲書狀(文治二?、二、十四)

神野眞國庄

御入壇事、四月下旬五月上旬之間、可候之由、内々其沙汰候也、只今一切不可及御披露、一定日次、自此可注遣之由、所候也、恐々謹言、

右八ヶ所、役夫工被免除了者、

院宣如此、悉之以狀、

文治四年七月廿四日

右中 辨(花押)

二月十四日

隆 憲

高尾聖人御房

九九 後白河院々宣(文治四、七、廿四)

一〇〇 後白河院々宣(文治五?、七、十七)

(貼紙)「文治四年七月廿四日」

賀茂別雷社司等解狀遣之、任兩度 宣旨、可停止其妨之由、可被下知也、共不可有新議駁者、依

神護寺領八ヶ所

院宣、執達如件、

攝津國寺田

七月十七日

宮内大輔(家實花押)

若狹國西津庄

高尾聖人房

丹波國吉富庄

一〇一 九條兼實御教書(建久四、四、十二)

播磨國福井庄

備中國葦守庄

明且可被參大炊「」殿之由、 殿下御氣色候也、仍執達

如件、

四月十一日

右大辨宗頼上

文覺上人御房

所候也、仍執達如件、

十一月廿六日

任 尊奉

惠 眼 房

一〇二 葉室宗頼書狀(一、十、廿一)

福井庄解事、大江嶋、爲興福寺領之由、先日示給歟、仍

申事由、付右大辨、被尋仰別當僧正許之處、彼申狀等、

如此之上、何様可候哉、謹言、

十月廿一日

宗 頼上

文覺上人御房

下

吉富新庄

補任公文職事

一〇三 某書狀禮紙書(年月日欠)

遂 申

先日令申者、寺領三ヶ庄與彼福井庄相論事也、而此條、

如解狀者、別事也、

一〇四 仁和寺宮御教書(一、十一、廿六)

阿闍梨事、聊有可被仰事、明日明後日間、可被參之由、

一〇五 吉富新庄領家政所下文

(建保二、三、一)

(端裏書)「公家御下文^{代々}」

(貼紙)をしようちの中なこん殿」

(袖判)

平 宗 高

右以人所定補也、但宗高二通讀文狀、書載子細畢、雖無

異儀、若背領家御下知者、可令改易也、早可存其旨之狀、

如件、庄官等宜承知、更勿違失、以下、

建保二年三月 日

(裏書)「所令寄進寺家也」

○註 以下三通は、裏綴目に花押があるので、年代順に配置

することを見合せた。

一〇六 右衛門督(藤原範朝)家政所下文

(建保四、九、一)

右衛門督家政所下 吉富庄官等

可早令停止、爲野口庄檢注使、亂入當庄内、欲押取

作田島等事、

右當庄者、是 院御願寺寂勝四天王院之御領也、又野口

庄者、宣陽門院御領也、縱雖可有堺論之沙汰、經 奏

聞、自 院廳、兩方御使、令下向、行向地頭、可有入勘之

處、彼庄檢注使、無左右亂入當庄内之條、無其謂事也、

後白川院御時庄號以後、彼庄檢田使、不越入當庄内、

今度巧無道、雖令押入、經 奏聞、可隨 御定、其間不

可承引之狀、所仰如件、庄官宜承知、依件行之、故下、

建保四年九月 日 案主右史生惟宗

令右衛門少志^(イ、イ)亂(花押) 知家事前大藏錄惟宗(花押)

別當前山城守大江朝臣(花押)

少監物中原(花押)

左衛門少尉中原(花押)

左兵衛少尉大江(花押)

(裏書)「所令寄進寺家也」

一〇七 有頭新庄領家政所下文

(貞應三、九、一)

(貼紙)「ふかさわのほういんの御ほう」

(補判)

下 丹波國有頭新庄内刑部郷

定補 公文職事

右兵衛少尉平宗重

右人補任彼職、宜遵行御年貢已下高雜公事之、所仰如件

者、郷宜承知、依件用之、故下、

貞應三年九月 日

(裏書)「所令寄進寺家也」

○註 以上三通は、裏綴目に花押があるので、年代順に配置することを見合せた。

一〇八 仁和寺宮御教書(承久元、五、十一)

仁和寺領中河庄、宜付高雄令領掌給者、依 御室仰、言

上如件、

承久元年五月十一日 法 限(花押)

進上 大僧正御房

一〇九 東寺法務長嚴書狀

(承久元、五、十三)

中河庄事、申入 御室御所候之處、可付高雄之由、御教

書如此、返々悅存候、能々可被仰舍寺僧等候、 御室御

祈、殊可申之由、可令下知給候、 高雄與高野如此鎮候、

申朝家事、申御室御事、目出々不可過之候、謹言、

五月十三日

法務大僧正長嚴(花押)

高雄院主法印御房

一一〇 北條義時書狀寫(承久元、八、廿三)

(端裏書)「大宮大納言殿へ令進御文案」

湯淺兵衛尉宗光子息男宗元、當時禊候關東、驚神人訴訟
不堪不審、所上洛候也、宗光定罷入見參候歟、不誤之次

第、殊可被糺斷候、以云神人、背理非、預御裁許者、非

宗光一人之歎、以之爲例、彌狼藉之基候歟、若又宗光縱

難遁其咎、配流なとに被處候者、於所帶事者、不可相違候

歟、内々爲得御心、兼以申入此子細候也、義時恐惶謹言、

八月廿三日

右京權大夫

進上 主税頭殿

一一一 權律師良口書狀(承久二、三、九)

高雄御輿并駕輿丁裝束等、相具目錄、令奉送候、恐々謹言、

〇一
「承久二年」

三月九日

權律師良口

謹上 嘉祥寺法印御房

一一二 安倍氏女起請文寫(承久三、十、廿八)

(端裏書)「安倍氏起請文案 承久三年三月廿八日」

此文 見 尼 書 者 參
このふ、ミ候ぬ、あまか、きたるものに候はず、まいらせ

て候ハ、こそハ、候はめ、かへす返々淺猿若、あさましく候、も
 して、冷泉三位殿のさんにとのにも、すけつくにても、
 足守讓文參あしもりのゆつりふみまいらせて候ハ、にほんこくの
 神佛僧毛穴每かみほとけのにくまれを、けのあなことに、かうふり候
 て、けせ現世後生こしやういたつらにて、はて候へし、かつハこ
 のてに承久くらんしあはすへく候、あなかしこ、
 せうきう三ねん十月廿八日
 あへのうち 在判

一一三 後高倉院々宣(承久四、二、十)

應被返付神護寺庄々事

若狭國西津庄

播磨國福井庄

備中國葦守庄

紀伊國河上庄

持田庄

右件庄々、任 後白河院廳御下文旨、寺家宜進退、佛聖
 以下之用途、更勿致怠慢者、

院宣如此、悉之、謹狀、

承久四年二月十日 參 議(花押)

淨覺上人草奄

〇註 裏總目に花押あり。

一一四 北條時房書狀(一、五、廿七)

〔端裏書〕足守庄守護使亂入事 相模守狀

足守庄申、守護所使亂入事、下知狀謹進覽候、恐惶謹言、

五月廿七日 相模守時房上

謹上 人々御中

一一五 高倉女御書狀(年月日欠)

〔貼紙〕高倉女御

御いのりのこと、よろこひて、うけ給はりさふらひぬ、
 このほとは、御□て見くるしくさふらへと、□のき
 ぬひとへ□そてひとかまね、まいらせ候、

一一六 某假名書狀(年月日欠)

ひさしくゆめにも見ず候ぬに、今宵 鮮々こよひあさ
久 夢と、ゆめに見給候つれば、よにあはれにて、今朝
泣よりなきあて候ほとに、このおほんふみ、たい
世 哀ま見候も、よにあはれにこそ候へ、かくせさせ
事 後まふことハ候ぬ、あとまでも、あはれと見候たら
覺 戀んとおほへて、うれしくこそハ候へ、つとめてハ
參 婦こそハ、まいり候なんするに候、又あまはめの、
申 婦申せと候そ、うれしく見まいらせ候しこそと、申
せと候そ、
是 二これふたつ、よろこひてたまはり候ぬ、なにごとよりハ、
昔 由縁むかしのゆかりと、おもひ候こそ、あはれにおほえ候
寢 寢へ、まことに、これおはしめて、かやうにおほせられ、
物 給ものおたひなとせハこそハ、わらハについせみて、せさ
思 人等せたまふとて、おもひ候はめ、又ひとなどのたふものハ、
大 欲おほかたほしくも候はず、おほむついせそと、おもひ候
取ハ、よんとり候はし、かへしまいらせて候、むかし

よりのおほんこゝろさしそかしと、おもひ候へハ、それ
御 志かなつかしさに、なみたおこほして、たまはり候ぬるに
候
切封

一一七 家貞書狀(一、三、廿一)

又にい殿ニ、けさんに入候へて、まかりくたり候
二位 見參し事候て、返々なけき入候、たいしくさを御こ
好 恐 思 參のミ、をそろしくおもひまいらせ候也、
參 預一日さんし候て、御もてなし、しゆくにあつかり候、
引 出 物 長又ひきてものまで給候御事、返々かしこまり入候、うけ
用途 田舎(カ) 認計 參給候しよとの事ハ、いたかよりひけい申候て、まいらせ
候へく候、又(カ) 參候へく候、又こん日ハさんし候て、御への御ふく給候
處 下 間 隙へく候ところニ、ミやう日、まかりくたり候あひた、ひま
候へて、まいらせ候、さためて御へのれうに、御ちや
候らん、御わけにして、ちと給候へく候、はちやにて給
候へく候 あなかしく、
三月廿一日
家 貞(花押)

たかおの御房へ申入候

(切封)

たかをの御房へ申入候

家 貞

高尾御房中

家 貞

一一九 鎌倉幕府下知狀(寛喜元、四、十)

可早停止、守護所使入部、丹波國

上林庄事、

なをく自是可申候ところに、此御文返々恐惶候、これより申候へきよし、相存候ところに、御文よろこひいり候、如仰の中よりいそぎ人を進候へきよし、申

右任度々下知狀、停止彼使入部、謀反殺害輩出來之時者、爲庄家之沙汰、可召渡守護所之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

て候ところに、お中別人病死候ほとに、是も人あまたやませ候て、東西失候て、乍思候、不申候、此騒動事に、

寛喜元年四月十日

武藏守平(泰時花押)

不取敢馳上て候、今一兩日之程に、人をまいらせ候て、

相模守平(時房花押)

委細可申候、猶々る中、折節耕作之時と申候、とかく仕候て、于今不申入候事、昔本意候、やかてく可申候、

是も參候て、諸事可申承候之處、此騒動いまた無落居候

(端裏書)「大藏卿法印狀案、仁和寺」

ほとに、まいり急す候、諸事期後信候、恐々謹言、

五月十四日

家 貞(花押)

高尾御房中

勝示御使事、明且必可沙汰進候、兼不承候之間、其仁被遣六波羅候了、存外候、只今遣召候也、恐々謹言、

(切封)

後正月十三日

覺 寛